

## 貯金規定新旧対照表

## 当座勘定規定

1～15. (省略)

## 16. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) (省略)

## 17～32. (省略)

## 33. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 【小切手用法】

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。

なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。

3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。

7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。

8. 小切手用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。

## 【約束手形用法】

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

## 当座勘定規定

1～15. (同左)

## 16. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2)～(5) (同左)

## 17～32. (同左)

## 33. (規定の変更等)

(1) (追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める 相当な期間を経過した日 から適用されるものとします。

(追加)(追加)

- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。
- 8. 手形用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

**【為替手形用法】**

- 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。  
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
- 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
- 7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
- 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。
- 9. 手形用紙は大切に保管してください。  
当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。
- 10. 手形用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

以上

(2020年4月1日現在)

(追加)

以上

(2019年10月1日現在)

**小切手用法**

(削除)

**小切手用法**

- 1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。  
なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(改正後)	(改正前)
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u></p> <p><u>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</u></p> <p><u>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</u></p> <p><u>7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。</u></p> <p><u>8. 小切手用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u> <u>(平成25年1月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p><u>1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</u></p> <p><u>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</u></p> <p><u>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</u></p> <p><u>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</u></p> <p><u>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u></p> <p><u>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</u></p> <p><u>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</u></p> <p><u>7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。</u></p> <p><u>8. 手形用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u> <u>(平成25年1月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p><u>1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。</u></p> <p><u>2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。</u></p> <p><u>3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</u></p> <p><u>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</u></p>

(削除)

5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。  
 なお、文字による複記はしないでください。  
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。  
 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。
10. 手形用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。

以上

(平成25年1月1日現在)

## 普通貯金規定

## 1. (取扱店の範囲)

この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した山口県農業協同組合(以下、「提携組合」といいます。)においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

## 2～5. (省略)

## 6. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。

② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

## ① 定額型

## A 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。また、スウィング元口座(支払口座)の適用利率とスウィング先口座(入金口座)の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座(支払口座)の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

## B 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。

## ② 残高型

## A 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高を

## 普通貯金規定

## 1. (取扱店の範囲)

この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合(以下、「提携組合」といいます。)においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

## 2～5. (同左)

(追加)

超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

#### B 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第1号および第2号いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

(3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

#### 7. (利息)

(省略)

#### 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)～(3) (省略)

#### 9. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) (省略)

#### 10. (印鑑照合等)

(省略)

#### 11. (盗難通帳による払戻し等)

(1)～(7) (省略)

#### 12. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1)～(2) (省略)

#### 13. (取引の制限等)

(1)～(3) (省略)

#### 14. (解約等)

(1) (省略)

(2) (省略)

① (省略)

② この貯金の貯金者が第条 12 条第1項に違反した場合

③～⑤ (省略)

(3) (省略)

#### 15. (通知等)

(追加)

#### 6. (利息)

(同左)

#### 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)～(3) (同左)

#### 8. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2)～(5) (同左)

#### 9. (印鑑照合等)

(同左)

#### 10. (盗難通帳による払戻し等)

(1)～(7) (同左)

#### 11. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1)～(2) (同左)

#### 12. (取引の制限等)

(1)～(3) (同左)

#### 13. (解約等)

(1) (同左)

(2) (同左)

① (同左)

② この貯金の貯金者が第条 11 条第1項に違反した場合

③～⑤ (同左)

(3) (同左)

#### 14. (通知等)

<p>(省略)</p> <p><b>16.</b> (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p><b>17.</b> (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>(省略)</p> <p><b>18.</b> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>① 第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②~④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>19.</b> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) ~ (5) (省略)</p> <p><b>20.</b> (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>(同左)</p> <p><b>15.</b> (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p><b>16.</b> (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>(同左)</p> <p><b>17.</b> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>① 第16条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②~④ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p><b>18.</b> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) ~ (5) (同左)</p> <p><b>19.</b> (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加) この規定の各条項および前記第13条第4項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項(追加)の変更は、(追加)公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年6月1日現在)</p>
--	--

<p style="text-align: center;"><b>成年後見支援貯金に関する特約</b></p> <p>1~11. (省略)</p> <p><b>12. (特約の変更)</b></p> <p>(1) <u>この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>成年後見支援貯金に関する特約</b></p> <p>1~11. (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><b>総合口座取引規定</b></p> <p><b>1. (総合口座取引)</b></p> <p>(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下、「この取引」といいます。)ができます。</p> <p>① 普通貯金</p> <p>② <u>期日指定定期貯金、</u> スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金(以下、これらを「定期貯金」といいます。)</p> <p>③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p><b>2. (取扱店の範囲)</b></p> <p>(1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。また、当会が提携した<u>山口県農業協同組合</u>(以下、「提携組合」といいます。)においても、普通貯金への預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの</p>	<p style="text-align: center;"><b>総合口座取引規定</b></p> <p><b>1. (総合口座取引)</b></p> <p>(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下、「この取引」といいます。)ができます。</p> <p>① 普通貯金</p> <p>② <u>(追加)</u> スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金(以下、これらを「定期貯金」といいます。)</p> <p>③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越</p> <p>(2) ~ (3) (同左)</p> <p><b>2. (取扱店の範囲)</b></p> <p>(1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。また、当会が提携した<u>県内の農業協同組合</u>(以下、「提携組合」といいます。)においても、普通貯金への預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの</p>
--	---

際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

- (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当会のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店(所)および当会が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。

### 3. (定期貯金の自動継続)

- (1) 定期貯金は、満期日に前回と同一の期間の貯金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期貯金は、通帳の定期貯金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (2) 継続された貯金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前営業日までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期貯金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)の前営業日までにその旨を当店に申出てください

### 4. (省略)

### 5. (スウィングサービス)

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。

② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

#### ① 定額型

##### A 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。また、スウィング元口座(支払口座)の適用利率とスウィング先口座(入金口座)の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座(支払口座)の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

##### B 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。

#### ② 残高型

##### A 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

##### B 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座(入金口座)の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座(支払口座)より振替えます。ただし、第1号および第2号いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高(貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。)が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

- (3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

- (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、(追加) 当会のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店(所)および当会が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。

### 3. (定期貯金の自動継続)

- (1) 定期貯金は、満期日に前回と同一の期間の貯金に自動的に継続します。(追加)
- (2) 継続された貯金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前営業日までにその旨を当店に申出てください。(追加)

### 4. (同左)

(追加)

- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。  
 ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。
- 6. (貯金利息の支払い)**  
 (1) ~ (2) (省略)
- 7. (当座貸越)**  
 (1) ~ (2) (省略)  
 (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。
- 8. (貸越金の担保)**  
 (1) (省略)  
 (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。  
 (3) (省略)
- 9. (貸越金利息等)**  
 (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当会所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。  
**A** 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率  
**B** スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合  
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率  
**C** 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合  
その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率  
**D** 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率  
 ②~③ (省略)
- (2) (省略)
- 10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)**  
 (1) ~ (3) (省略)
- 11. (成年後見人等の届出)**  
 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。  
 (2) ~ (5) (省略)
- 12. (印鑑照合等)**  
 (省略)
- 13. (盗難通帳による払戻し等)**

- (追加)
- 5. (貯金利息の支払い)**  
 (1) ~ (2) (同左)
- 6. (当座貸越)**  
 (1) ~ (2) (同左)  
 (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。
- 7. (貸越金の担保)**  
 (1) (同左)  
 (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。  
 (3) (同左)
- 8. (貸越金利息等)**  
 (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当会所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。  
(追加)  
**A** スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合  
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率  
**B** 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合  
その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率  
**C** 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率  
 ②~③ (同左)
- (2) (同左)
- 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)**  
 (1) ~ (3) (同左)
- 10. (成年後見人等の届出)**  
 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)  
 (2) ~ (5) (同左)
- 11. (印鑑照合等)**  
 (同左)
- 12. (盗難通帳による払戻し等)**

(1)～(7) (省略)

**14. (即時支払)**

(1) (省略)

①～② (省略)

③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

④ (省略)

(2) (省略)

**15. (取引の制限等)**

(1)～(3) (省略)

**16. (解約等)**

(1) (省略)

(2) 第14条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

(3) (省略)

① (省略)

② この貯金の貯金者が第18条第1項に違反した場合

③～⑤ (省略)

**17. (差引計算等)**

(1)～(3) (省略)

**18. (譲渡、質入れの禁止)**

(1)～(2) (省略)

**19. (通知等)**

(省略)

**20. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2)～(4) (省略)

**21. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い)**

(1)～(2) (省略)

**22. (規定の変更等)**

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第16条第5項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

(1)～(7) (同左)

**13. (即時支払)**

(1) (同左)

①～② (同左)

③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

④ (同左)

(2) (同左)

**14. (取引の制限等)**

(1)～(3) (同左)

**15. (解約等)**

(1) (同左)

(2) 第13条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

(3) (同左)

① (同左)

② この貯金の貯金者が第17条第1項に違反した場合

③～⑤ (同左)

**16. (差引計算等)**

(1)～(3) (同左)

**17. (譲渡、質入れの禁止)**

(1)～(2) (同左)

**18. (通知等)**

(同左)

**19. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2)～(4) (同左)

**20. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い)**

(1)～(2) (同左)

**21. (規定の変更等)**

(1) (追加) この規定の各条項および前記第15条第5項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める 相当な期間を経過した日 から適用されるものとします。

以上  
(2019年6月1日現在)

普通貯金無利息型 (決済用) 規定

1. (取扱店の範囲)

この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した山口県農業協同組合 (以下、「提携組合」といいます。) においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入

普通貯金無利息型 (決済用) 規定

1. (取扱店の範囲)

この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合 (以下、「提携組合」といいます。) においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入

れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

## 2～5. (省略)

### 6. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。

② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

#### ① 定額型

##### A 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。また、スウィング元口座(支払口座)の適用利率とスウィング先口座(入金口座)の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座(支払口座)の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

##### B 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。

#### ② 残高型

##### A 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

##### B 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座(入金口座)の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座(支払口座)より振替えます。ただし、第1号および第2号いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高(貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。)が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

(3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座(支払口座)規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

## 7. (利息)

(省略)

れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

## 2～5. (同左)

### (追加)

## 6. (利息)

(同左)

**8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)**

(1)～(3) (省略)

**9. (成年後見人等の届出)**

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) (省略)

**10. (印鑑照合等)**

(省略)

**11. (盗難通帳による払戻し等)**

(1)～(7) (省略)

**12. (譲渡、質入れ等の禁止)**

(1)～(2) (省略)

**13. (取引の制限等)**

(1)～(3) (省略)

**14. (解約等)**

(1) (省略)

(2) (省略)

① (省略)

② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合

③～⑤ (省略)

(3)～(5) (省略)

**15. (通知等)**

(省略)

**16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(1)～(4) (省略)

**17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

(省略)

**18. (休眠預金等活用法に係る最終移動日等)**

(1) (省略)

① 第17条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) (省略)

**19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(1)～(5) (省略)

**20. (規定の変更等)**

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

**7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)**

(1)～(3) (同左)

**8. (成年後見人等の届出)**

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2)～(5) (同左)

**9. (印鑑照合等)**

(同左)

**10. (盗難通帳による払戻し等)**

(1)～(7) (同左)

**11. (譲渡、質入れ等の禁止)**

(1)～(2) (同左)

**12. (取引の制限等)**

(1)～(3) (同左)

**13. (解約等)**

(1) (同左)

(2) (同左)

① (同左)

② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合

③～⑤ (同左)

(3)～(5) (同左)

**14. (通知等)**

(同左)

**15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(1)～(4) (同左)

**16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

(同左)

**17. (休眠預金等活用法に係る最終移動日等)**

(1) (同左)

① 第16条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (同左)

(2) (同左)

**18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(1)～(5) (同左)

**19. (規定の変更等)**

(1) (追加) この規定の各条項および前記第13条第4項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2019年6月1日現在)

## 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

## 1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）です。以下同じ。）
  - ② 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
  - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2)～(3) (省略)

## 2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当会が提携した山口県農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。
- (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は本店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当会のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店（所）および当会が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。

## 3. (定期貯金の自動継続)

- (1) 定期貯金は、満期日に前回と同一の期間の貯金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期貯金は、通帳の定期貯金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (2) 継続された貯金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を本店に申出てください。ただし、期日指定定期貯金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前営業日までにその旨を本店に申出てください。

## 4. (省略)

## 5. (スウィングサービス)

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。
  - ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
    - A 順スウィング  
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
    - B 逆スウィング  
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。
  - ② 残高型
    - A 順スウィング  
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を

## 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

## 1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）です。以下同じ。）
  - ② (追加) スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
  - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2)～(3) (同左)

## 2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。
- (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は本店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、(追加) 当会のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店（所）および当会が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。

## 3. (定期貯金の自動継続)

- (1) 定期貯金は、満期日に前回と同一の期間の貯金に自動的に継続します。(追加)
- (2) 継続された貯金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を本店に申出てください。(追加)

## 4. (同左)

(追加)

超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位のおおきに満たない場合は振替を行いません。

#### B 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第1号および第2号いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類のおおき等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

(3) 振替金額のおおき扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会はおおきを負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合は、本サービスは通知することなく解約いたします。

#### 6. (貯金利息の支払い)

(1) ~ (2) (省略)

#### 7. (当座貸越)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類のおおきは決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率のおおき順にその返済にあてます。

#### 8. (貸越金の担保)

(1) (省略)

(2) この取引に定期貯金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率のおおきものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金がおおき口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。

(3) (省略)

#### 9. (貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当会所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

##### A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

##### B スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合

そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

##### C 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合

その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

(追加)

#### 5. (貯金利息の支払い)

(1) ~ (2) (同左)

#### 6. (当座貸越)

(1) ~ (2) (同左)

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類のおおきは決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率のおおき順にその返済にあてます。

#### 7. (貸越金の担保)

(1) (同左)

(2) この取引に定期貯金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率のおおきものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金がおおき口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。

(3) (同左)

#### 8. (貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当会所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

(追加)

##### A スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合

そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

##### B 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合

その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

<p><b>D</b> 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率 ②～③ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>10.</b> (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) ～ (3) (省略)</p> <p><b>11.</b> (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p><b>12.</b> (印鑑照合等) (省略)</p> <p><b>13.</b> (盗難通帳による払戻し等) (1) ～ (7) (省略)</p> <p><b>14.</b> (即時支払) (1) (省略) ①～② (省略) ③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき ④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>15.</b> (取引の制限等) (1) ～ (3) (省略)</p> <p><b>16.</b> (解約等) (1) (省略) (2) 第14条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。 (3) (省略) ① (省略) ② この貯金の貯金者が第18条第1項に違反した場合 ③～⑤ (省略)</p> <p>(4) ～ (6) (省略)</p> <p><b>17.</b> (差引計算等) (1) ～ (3) (省略)</p> <p><b>18.</b> (譲渡、質入れの禁止) (1) ～ (2) (省略)</p> <p><b>19.</b> (通知等) (省略)</p> <p><b>20.</b> (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2) ～ (4) (省略)</p> <p><b>21.</b> (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) ～ (2) (省略)</p> <p><b>22.</b> (規定の変更等)</p>	<p><b>C</b> 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率 ②～③ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p><b>9.</b> (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) ～ (3) (同左)</p> <p><b>10.</b> (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2) ～ (5) (同左)</p> <p><b>11.</b> (印鑑照合等) (同左)</p> <p><b>12.</b> (盗難通帳による払戻し等) (1) ～ (7) (同左)</p> <p><b>13.</b> (即時支払) (1) (同左) ①～② (同左) ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき ④ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p><b>14.</b> (取引の制限等) (1) ～ (3) (同左)</p> <p><b>15.</b> (解約等) (1) (同左) (2) 第13条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。 (3) (同左) ① (同左) ② この貯金の貯金者が第17条第1項に違反した場合 ③～⑤ (同左)</p> <p>(4) ～ (6) (同左)</p> <p><b>16.</b> (差引計算等) (1) ～ (3) (同左)</p> <p><b>17.</b> (譲渡、質入れの禁止) (1) ～ (2) (同左)</p> <p><b>18.</b> (通知等) (同左)</p> <p><b>19.</b> (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2) ～ (4) (同左)</p> <p><b>20.</b> (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) ～ (2) (同左)</p> <p><b>21.</b> (規定の変更等)</p>
--	--

(改正後)	(改正前)
<p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第16条第5項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>(1) <u>(追加) この規定の各条項および前記第15条第5項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年6月1日現在)</p>

貯蓄貯金規定	貯蓄貯金規定
<p><b>1. (取扱店の範囲)</b> この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した <u>山口県農業協同組合</u> (以下、「提携組合」といいます。) においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。</p> <p><b>2～6. (省略)</b></p> <p><b>7. (スウィングサービス)</b></p> <p>(1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス (以下、「本サービス」といいます。) を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。</u></p> <p>① <u>順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p>② <u>逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。</u></p> <p>(2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u></p> <p>A <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座 (支払口座) からスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。また、スウィング元口座 (支払口座) の適用利率とスウィング先口座 (入金口座) の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座 (支払口座) の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>B <u>逆スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座 (支払口座) からスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。</u></p> <p>② <u>残高型</u></p> <p>A <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u></p> <p>B <u>逆スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座 (入金口座) の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座 (支払口座) より振替えます。ただし、第1号および第2号いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高 (貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。)</u></p>	<p><b>1. (取扱店の範囲)</b> この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した <u>県内の農業協同組合</u> (以下、「提携組合」といいます。) においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。</p> <p><b>2～6. (同左)</b></p> <p><u>(追加)</u></p>

が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

## 8. (利息)

(省略)

## 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) ~ (3) (省略)

## 10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) ~ (5) (省略)

## 11. (印鑑照合等)

(省略)

## 12. (盗難通帳による払戻し等)

(1) ~ (7) (省略)

## 13. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) ~ (2) (省略)

## 14. (取引の制限等)

(1) ~ (3) (省略)

## 15. (解約等)

(1) (省略)

(2) (省略)

① (省略)

② この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合

③~⑤ (省略)

(3) ~ (5) (省略)

## 16. (通知等)

(省略)

## 17. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(1) ~ (4) (省略)

## 18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

## 19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) (省略)

① 第18条に掲げる異動が最後にあった日

(追加)

## 7. (利息)

(同左)

## 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) ~ (3) (同左)

## 9. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2) ~ (5) (同左)

## 10. (印鑑照合等)

(同左)

## 11. (盗難通帳による払戻し等)

(1) ~ (7) (同左)

## 12. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) ~ (2) (同左)

## 13. (取引の制限等)

(1) ~ (3) (同左)

## 14. (解約等)

(1) (同左)

(2) (同左)

① (同左)

② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合

③~⑤ (同左)

(3) ~ (5) (同左)

## 15. (通知等)

(同左)

## 16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(1) ~ (4) (同左)

## 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(同左)

## 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) (同左)

① 第17条に掲げる異動が最後にあった日

(改正後)	(改正前)
<p>②～④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p> <p>(1) ～ (5) (省略)</p> <p><b>21. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第15条第4項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>②～④ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p><b>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p> <p>(1) ～ (5) (同左)</p> <p><b>20. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) <u>(追加) この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年6月1日現在)</p>

スーパー定期貯金規定 (単利型)	スーパー定期貯金規定 (単利型)
<p>1～2. (省略)</p> <p><b>3. (利息)</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>第4条第1項により満期日前に解約する場合</u>および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><b>4. (貯金の解約、書替継続)</b></p> <p><u>(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p><b>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</b></p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p><b>6. (成年後見人等の届出)</b></p>	<p>1～2. (同左)</p> <p><b>3. (利息)</b></p> <p>(1) ～ (2) (同左)</p> <p>(3) <u>当会がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合</u>および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p><b>4. (貯金の解約、書替継続)</b></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(3) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>①～③ (同左)</p> <p><b>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</b></p> <p>(1) ～ (3) (同左)</p> <p><b>6. (成年後見人等の届出)</b></p>

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)～(5) (省略)
- 7～15. (省略)
16. (規定の変更等)
- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)
- (2)～(5) (同左)
- 7～15. (同左)
16. (規定の変更等)
- (1) (追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める 相当な期間を経過した日 から適用されるものとします。

以上  
(平成29年12月29日現在)

### スーパー定期貯金規定（複利型）

#### 1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。

#### 2. (省略)

#### 3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

①～③ (省略)

(4) (省略)

#### 4. (貯金の解約、書替継続)

(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利

### スーパー定期貯金規定（複利型）

#### 1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

(追加)

#### 2. (同左)

#### 3. (利息)

(1)～(2) (同左)

(3) 当会がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

(追加)

①～③ (同左)

(4) (同左)

#### 4. (貯金の解約、書替継続)

(追加)

(1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(3) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利

用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

①～③ (省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1)～(3) (省略)

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) (省略)

7～14. (省略)

15. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

①～③ (同左)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1)～(3) (同左)

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2)～(5) (同左)

7～14. (同左)

15. (規定の変更等)

(1) (追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める 相当な期間を経過した日 から適用されるものとします。

以上  
(平成29年12月29日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)

1～2. (省略)

3. (利息)

(1)～(3) (省略)

(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合 および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～④ (省略)

(5) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知を

自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)

1～2. (同左)

3. (利息)

(1)～(3) (同左)

(4) 当会がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合 および第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～④ (同左)

(5) (同左)

4. (貯金の解約、書替継続)

(追加)

(1) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知を

(改正後)	(改正前)
<p>することによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>7～15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>することによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>7～15. (同左)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p><b>自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>第4条第1項により満期日前に解約する場合</u>および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 <u>なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者と</u></p>	<p><b>自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)</b></p> <p>1～2. (同左)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) <u>当会がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合</u>および第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 <u>(追加)</u></p> <p>①～③ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者と</u></p>

の取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

①～③ (省略)

#### 5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1)～(3) (省略)

#### 6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) (省略)

#### 7～14. (省略)

#### 15. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

の取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

①～③ (同左)

#### 5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1)～(3) (同左)

#### 6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2)～(5) (同左)

#### 7～14. (同左)

#### 15. (規定の変更等)

(1) (追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める 相当な期間を経過した日 から適用されるものとします。

以上

(平成29年12月29日現在)

### 大口定期貯金規定

1～2. (省略)

#### 3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～② (省略)

(4) (省略)

#### 4. (貯金の解約、書替継続)

(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、

### 大口定期貯金規定

1～2. (同左)

#### 3. (利息)

(1)～(2) (同左)

(3) 当会がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～② (同左)

(4) (同左)

#### 4. (貯金の解約、書替継続)

(追加)

(1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(3) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、

(改正後)	(改正前)
<p>当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>7～14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>7～14. (同左)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>第4条第1項により満期日前に解約する場合</u> および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数 (以下、「預入日数」といいます。) および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p>(3) <u>前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p>(4) <u>この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者と</u></p>	<p><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p>1～2. (同左)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) <u>当会がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合</u> および第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数 (以下、「預入日数」といいます。) および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(追加)</p> <p>(1) <u>この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p>(3) <u>この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者と</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>の取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>7～14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>の取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>7～14. (同左)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p><b>期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>第4条第1項により満期日前に解約する場合</u>および第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(4) 前3項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(6) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、</u></p>	<p><b>期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～2. (同左)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) <u>当会がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合</u>および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、</u></p>

当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

①～③ (省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1)～(3) (省略)

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) (省略)

7～14. (省略)

15. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

①～③ (同左)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1)～(3) (同左)

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2)～(5) (同左)

7～14. (同左)

15. (規定の変更等)

(1) (追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(平成29年12月29日現在)

自動継続期日指定定期貯金規定

1～3. (省略)

4. (利息)

(1)～(4) (省略)

(5) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①～⑥ (省略)

(6) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(3) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

(4) 前3項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知を

自動継続期日指定定期貯金規定

1～3. (同左)

4. (利息)

(1)～(4) (同左)

(5) 当会がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①～⑥ (同左)

(6) (同左)

5. (貯金の解約、書替継続)

(追加) (1) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(2) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

(3) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知を

(改正後)	(改正前)
<p>することによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>8～15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>することによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>8～15. (同左)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

変動金利定期貯金規定 (単利型)	変動金利定期貯金規定 (単利型)
<p>1～3. (省略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>第5条第1項により満期日前に解約する場合</u>および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p>	<p>1～3. (同左)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) <u>当会がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合</u>および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(3) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p>

①～③ (省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1)～(3) (省略)

7. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) (省略)

8～15. (省略)

16. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

①～③ (同左)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1)～(3) (同左)

7. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2)～(5) (同左)

8～15. (同左)

16. (規定の変更等)

(1) (追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める 相当な期間を経過した日 から適用されるものとします。

以上  
(平成29年12月29日現在)

変動金利定期貯金規定 (複利型)

1～3. (省略)

4. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合 および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

①～⑥ (省略)

(4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者と

変動金利定期貯金規定 (複利型)

1～3. (同左)

4. (利息)

(1)～(2) (同左)

(3) 当会がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合 および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

①～⑥ (同左)

(4) (同左)

5. (貯金の解約、書替継続)

(追加)

(1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(3) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者と

(改正後)	(改正前)
<p>の取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>8～15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>の取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>8～15. (同左)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p><b>自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)</b></p>	<p><b>自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)</b></p>
<p>1～3. (省略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>第5条第1項により満期日前に解約する場合</u>および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p>	<p>1～3. (同左)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) <u>当会がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合</u>および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>①～③ (同左)</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>(1)～(3)</p> <p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p><b>8～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>(1)～(3)</p> <p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p><b>8～15. (同左)</b></p> <p><b>16. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項<u>(追加)</u>の変更は、<u>(追加)</u>公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p><b>自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型)</b></p>	<p><b>自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型)</b></p>
<p><b>1～3. (省略)</b></p> <p><b>4. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>第5条第1項により満期日前に解約する場合</u>および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><b>5. (貯金の解約、書替継続)</b></p> <p><u>(1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p><b>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</b></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家</u></p>	<p><b>1～3. (同左)</b></p> <p><b>4. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) <u>当会がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合</u>および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p><b>5. (貯金の解約、書替継続)</b></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p><u>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>①～③ (同左)</p> <p><b>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</b></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p><u>庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>8～15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>(2)～(5) (同左)</p> <p>8～15. (同左)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

積立式定期貯金規定	積立式定期貯金規定
<p>1. (預入れの方法)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>2. (口座振替による預入れ)</p> <p>(1) <u>この貯金を他の貯金口座からの振替により積み立てる場合は、積立日(積立日が休日の場合は、翌営業日)に、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しを受けることなく、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定する口座から、貯金者に通知することなく積立額を引落しのうえ積立を行います。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>積立式定期貯金口座振替契約は、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定されるこの貯金が解約されたとき、または当会所定の書面の届出により積立方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。</u></p> <p>3～7. (省略)</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>9～16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>1. (預入れの方法)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>2. (口座振替による預入れ)</p> <p>(1) <u>振替日、振替金額、振替指定口座、振替方法等口座振替の内容は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。</u></p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(追加)</p> <p>3～7. (同左)</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>9～16. (同左)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成31年4月1日現在)</p>

通知貯金規定	通知貯金規定
<p>1～5. (省略)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏</p>	<p>1～5. (同左)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏</p>

(改正後)	(改正前)
<p>名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>7～14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>7～14. (同左)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

譲渡性貯金規定	譲渡性貯金規定
<p>1～5. (省略)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>7～11. (省略)</p> <p>12. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>	<p>1～5. (同左)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>7～11. (同左)</p> <p>12. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成25年1月1日現在)</p>

スウィングサービス規定	スウィングサービス規定
<p><u>(削除)</u></p>	<p><b>1. (振替の種類)</b></p> <p><u>スウィングサービス (以下「本サービス」といいます。) は、貯蓄貯金規定にかかわらず、次による貯金口座間の自動振替を行います。</u></p> <p>(1) <u>順スウィング</u>  <u>契約内容に応じて、金利の高い貯金への振替サービスを行います。</u>  ① <u>普通貯金口座から自動支払により貯蓄貯金口座へ自動振替するサービス</u></p> <p>(2) <u>逆スウィング</u>  <u>自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するための振替サービスを行います。</u>  ① <u>貯蓄貯金口座から自動支払により普通貯金口座へ自動振替するサービス</u></p> <p><b>2. (振替の区分)</b></p> <p><u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>(1) <u>定額型</u></p> <p>① <u>順スウィング</u>  <u>お客様の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座 (支払口座) からスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。また、スウィング元口座 (支払口座) の適用利率とスウィング先口座 (入金口座) の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座 (支払口座) の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>② <u>逆スウィング</u></p>

(削除)

お客様の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。

## (2) 残高型

## ① 順スウィング

お客様の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

## ② 逆スウィング

お客様の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。

ただし、第1項および第2項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

## 3. (振替金額の取扱い)

振替金額は次のとおりとします。

- (1) 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
- (2) 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

## 4. (振替日の取扱い)

指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

## 5. (払戻請求書等の取扱い)

本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

## 6. (口座振替済通知の取扱い)

本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

## 7. (変更・解約)

- (1) 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- (2) 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

## 8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項に関しては、スウィング元口座（支払口座）およびスウィング先口座（入金口座）にかかる貯金規定により取扱います。

## 9. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(平成24年4月)